

北九州市八幡西消防署予防課

警察との連携強化により、 告発前に改善した措置命令 違反事例について

防火管理に関する名宛人選定の運用紹介

はじめに

八幡西消防署（以下「当消防署」という。）では平成27年度からスタートした違反対象物公表制度に伴い、自動火災報知設備をはじめとする人命の安全に重大な影響を及ぼす消防用設備等の未設置に対する是正を強化しているところである。

当消防署では「違反是正のスピード感」を課題とし、新たな手法の活用や警察との協力体制の構築を推し進めている。その結果、当消防署管内における違反公表制度スタート時に対象で

あった25件は、すべて改善するという成果を得ることができた（詳細は「月刊フェスク」2017年1月号参照）。

今回は、その中でも特に警察との連携を強化したことにより、成果を挙げた事例について紹介したい。

また、本事例においてはハード面だけでなく、ソフト面の防火管理関連の違反処理も行っているため、防火管理関連違反の名宛人選定に関する当消防署の考え方についても触れたいと思う。

なお、本文中において、一部国の通知と異なると思われる部分が含まれるが、その点はあくまで当消防署の考え方として受け止めていただきたい。

実際の事例紹介

本事例は、自動火災報知設備の未設置を含む多くの命令違反が成立したが、警察の複数回に及ぶ立会い等の協力体制により、告発に至る前にすべての命令違反が改善した事例である。

○防火対象物の概要

- ・準耐火構造 地上2階建て 全階非無窓階
- ・建築面積：390.00㎡
- ・延べ面積：780.00㎡
- ・用途：特定の複合用途（16）項イ
- ・用途の内訳：集会所、飲食店及び事務所等
- ・収容人員：199人
- ・必要となる消防用設備等：
消火器、自動火災報知設備、避難器具（2階集会所部分）、誘導灯
- ・違反者：所有者A（個人所有の防火対象物）

階数	1 階	2 階
床面積	390.00㎡	390.00㎡ 共用通路あり
用 途	(3)項ロ・(15)項	(1)項ロ・(3)項ロ・ (15)項
消防用 設備等	・消火器(本数不足) ・自動火災報知設備(未設置) ・避難器具(2階未設置) ・誘導灯(不点灯)	

事例の概要

当該防火対象物は、所有者A（以下「A」という。）が平成21年10月に売買契約により取得し、(16)項イ（集会所、飲食店及び事務所等）として使用を開始したものである。

また、Aは建物所有権の取得以前においても、建物管理者として平成14年3月以降、防火管理者の選任や自動火災報知設備の設置について指導を受けているにもかかわらず、所有権を取得後も行政指導に従わなかったものである。

違反是正における指導経過等

指導経過については、違反処理標準マニュアルと本市違反処理事務処理要領に基づき、図1のとおりの手順で進めた。

(1) 立入検査結果通知書交付（平成27年12月3日）

消防用設備等点検結果報告書も20年間提出されていない状況が続いていたため、収容人員の算定や、ハード面の状況確認を中心に立入検査を実施したところ、下記の違反事項を確認した。

〈主な違反事項〉

- ・防火管理者選任義務違反
- ・防火管理業務適正執行義務違反（消防計画未作成及び消防訓練未実施）
- ・消防用設備等の設置及び維持違反
（消火器：一部未設置、維持管理不適）
（自動火災報知設備：未設置）
（避難器具：未設置）
（誘導灯：維持管理不適）
- ・消防用設備等点検報告義務違反（消火器耐圧性能点検含む。）

立会人のAに立入検査結果通知書を直接交付し、違反事項について改修計画書の提出を求めたが提出はなく、Aからの改善意思は認められなかった。

消防へのAの対応

立入検査結果通知書を交付した後の消防への対応は以下のとおりであった。

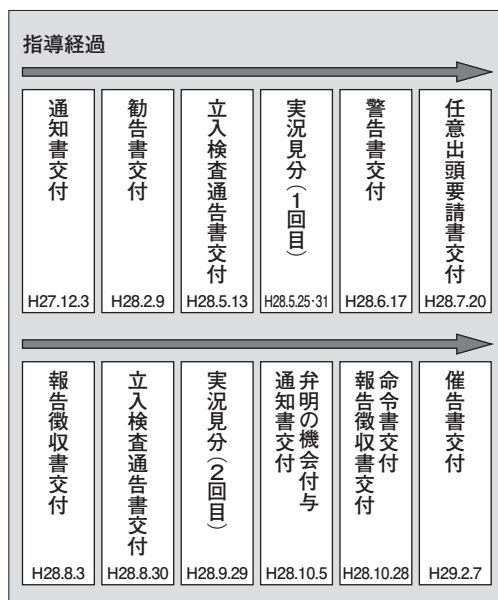


図1 指導経過の手順

- ・自宅に固定電話がなく、携帯電話は出ない。
- ・窓の開放状況やエアコンの室外機の稼働状況、テレビの音量等から、在宅が窺えるものの、ノックや呼びかけに対し応答がない。
- ・配達証明郵便等の特定の郵便物送達時は、不在により返送される。

(2) 勧告書の交付（平成28年2月9日）

Aと連絡が取れないため、勧告書を配達証明郵便で郵送し、勧告事項について3月18日までに改修計画書の提出を求めた。

後日、郵送した勧告書が「不在」により返送されてきたため、民事訴訟法の「差置送達」を準用し、差置きによる再交付を行い、差置き状況を写真撮影することによって、消防側の適正手続きを証拠化した。

また、この場合の到達については、最高裁判例（平成10年6月11日付け）から「消防側の申し入れ（改善要請）を推知できた」と判断したため、不在票投函日である2月9日を到達日とした。

違反処理移行の決定

勧告事項について、平成28年3月18日までに改修計画等の提出を求めていたが、期限が到来したにもかかわらず、改修意思が認められないことから、違反処理への移行を決定した。

❌ 違反是正



図2 差置送達の準備状況



(3) 立入検査通告書を交付(平成28年5月13日)

違反処理へ移行するに当たり、当該建物の違反事項を確定する必要があることから、実況見分を実施するために、立入検査通告書を配達証明郵便でAに郵送し、立会い可能日の報告又は拒否する場合、その理由について文書報告を要請した。

しかし、立入検査通告書に対する報告等がなかったため、立入検査の拒否はないものと判断した。

(4) 実況見分の実施(平成28年5月25日、31日)

各テナント占有者の立会で実況見分を実施したところ、改善が認められなかったため、違反調査報告書と実況見分調査を作成した。

履行期限の設定については、下表のとおりとした。

(5) 警告書の交付(平成28年6月17日)

Aと連絡が取れないため、警告書を配達証明郵便で郵送し、平成28年7月15日までに警告事項に対する履行計画書と履行計画書の実効性を裏付ける資料等の提出を求めた。

警告事項	履行期限
防火管理者選任	約1カ月半
防火管理業務適正執行	約2カ月
消防用設備等の維持	約1カ月半
消防用設備等の設置	約3カ月
消防用設備等の点検報告	約1カ月半

また、警告事項の最終履行期限は、平成28年9月16日までとした。

後日、郵送した警告書が「不在」により返送されてきたため、差置送達を準用した差置きによる再交付のためA宅を訪問した。

その際、Aの身の周りの世話のため定期的にA宅を訪れている姪B(以下「B」という。)がいたためAとの接見を求めたが、Aは体調不良で寝ているとの理由で接見を断られた。

Bが警告書の受領を拒まなかったため、受領書に下記のとおり追記したものに署名をもらい、「建物内」においてBに警告書を交付した。

なお、到達については、勧告書の例により6月17日を到達日とした。

平成〇〇年〇月〇〇日	
八幡西消防署長 様	
住所	
氏名	B 印
続柄	Aの姪
受領書	
第〇〇号の警告書は確かに受領しました。	
Aは確かにここに居住しているので、警告書はAに渡します。	
郵便物の受領について、普段はAが自分で行っています。	

図3 受領書の例

警察への事前相談と協力の要請

Aの対応状況から措置命令を視野に入れて、所轄警察署に事前相談するとともに、違反是正に向けた協力を要請した。

また、警察から今後の文書送達については、差置送達の準用及び郵送の2段階で適正手続きを証拠化しよう助言があった。

この助言により、文書送達等については、弁護士相談事業や判例等を参考とし、消防独自で判断してもかまわないが、刑事事件に発展する可能性があるものについては、実際に捜査を行う警察と打ち合わせておくことも必要であるとの教訓を得た。

(6)報告徴収書の交付(平成28年8月3日)

警告事項について、平成28年7月15日までに履行計画書等の提出を求めているが、期限までに提出されなかったことから、その理由等を報告徴収書により求めることとした。

報告徴収書の交付に先立ち、任意出頭要請書により出頭を要請したものの、Aは出頭に応じなかったため、A宅に報告徴収書を交付するために訪問した。

建物の窓が一部開いており、エアコンの室外機も稼働中でテレビの音が屋外まで聞こえる状況であったが、ノックや呼びかけに対し応答がなかったため、差置送達を準用した差置きにより報告徴収書を交付した。また、差置き状況を写真撮影することにより、消防の適正手続きを証拠化するとともに、「到達」を担保した。

報告徴収書については、下記事項について平成28年9月5日までに文書で報告するよう命令した。

①履行計画書を提出しない理由

②すでに改善している場合はその結果、改善予定があるならば、その時期を示した履行計画書及びその実効性を裏付ける資料(工程表又は契約書)

また、平成28年8月3日を到達日とした。

その後、所轄警察署の助言に基づき、返送郵便物は悪質性を立証する証拠資料となることから、内容証明付き配達証明郵便で報告徴収書

を2回にわたり郵送したが、「不在」で返送されてきた。

(7)立入検査通告書を交付(平成28年8月30日)

警告書の最終履行期限が迫ってきたため、命令書の交付を前提とした、実況見分を実施するため、立入検査通告書を配達証明郵便でAに郵送し、到達を確認した。

(8)命令違反(犯罪)成立と警察への通報(平成28年9月9日)

報告徴収書の期限である平成28年9月5日を経過するも履行計画書等の報告がなく、平成28年9月6日に命令違反が成立し、Aが「刑事事件の捜査対象」となったため、所轄警察署に通報するとともに、今後の協力体制を確認した。

しかし、担当部署の業務上の都合により、最短で11月以降の着手になるとのことであったが、Aがすでに「刑事事件の捜査対象」となっていることから捜査の着手について、確約を得ることができた。

(9)質問録取の実施(平成28年9月12日)

実況見分を実施するため、各テナントに事前通告を行っていたことから、テナント関係者がAに苦情の電話をしたことが契機となり、説明を求めるためにAが当消防署に出頭してきた。

突然の出頭であったが、Aに質問録取を実施することを決定し、「警告事項について認識していること」、「警告事項のすべてを改善する意思があること」を録取したため、この質問調書を犯罪成立の要件である「故意性」、「有責性」の証拠資料とした。

このとき、警告事項の改善時期を具体的に書面で提出するよう要請したが、その後Aからの報告等はなかった。

(10)実況見分の実施(平成28年9月29日)

各テナント占有者の立会いで実況見分を実施したところ、違反事項について改善が認められなかったため、違反調査報告書と実況見分調書を作成した。

(11)弁明の機会付与通知書の交付(平成28年10月5日)

弁明の機会付与通知書交付のためA宅を訪

㊦ 違反是正

問したが、受取りを拒否されたため、配達証明郵便で郵送し、到達を確認した。

所轄警察署との方針検討

命令書の交付が現実的となってきたので、今後の協力に関する方針を検討するため、所轄警察署を訪問した。

すでにAは「刑事事件の捜査対象」となっていることから捜査可能だが、命令書の交付準備ができているのであれば、命令により建物利用者への違反事実の周知による危険情報を提供することが最優先との結論に至った。このため、警察立会いの下、命令書の交付と公示による早急な違反是正を促すこととした。

(12)命令書及び報告徴収書の交付(平成28年10月28日)

平成28年10月5日に送付した通知書に対する弁明書が提出されなかったため、命令へ移行することを決定した。

また、消防用設備等点検結果報告の義務違反については直罰規定であるため、報告徴収書により「点検報告の実施時期」又は「すでに点検を実施したならばその結果」を報告するよう命令することとした。

〈命令事項〉

- ・防火管理者選任義務違反
- ・防火管理業務適正執行義務違反(消防計画未作成及び消防訓練未実施)
- ・消火器の一部未設置及び維持違反
- ・自動火災報知設備の未設置
- ・避難器具の未設置(2階集会所の用に供する部分)
- ・誘導灯の不点灯

〈報告徴収事項〉

消防用設備等点検報告実施時期(消火器耐圧性能点検含む。)、又は点検を実施しているならばその結果の報告

※この場合報告様式は指定できないが、現実問題として、任意様式を作成の方が手間であるため、

結果的に「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(別記様式第1)」で報告されるケースが多いと思われる。

警察立会いによる命令書交付の状況

命令書を交付することについて、事前連絡すると、接見を拒否される可能性があることから、所轄警察署と協議の上、過去Aと会うことができた時間帯に事前連絡することなく、所轄警察署と訪問することとした。

消防職員3人と所轄警察署の捜査員2人でA宅を訪問したところ、Aが在宅中であつたため、玄関先で接見することができた。

Aに命令書と報告徴収書を交付しようとしたところ、受領を拒否し、玄関扉を閉めてしまったため、同行した捜査員が警察であることを名乗って呼び出したところ、Aは驚いた様子であったが素直に接見に応じた。

改めて命令書と報告徴収書を説明したところ、Aは文書を受け取り、受領書に署名した。

命令書の交付に警察が立会うことは初めてであり、Aのような関係者に対して効果的であるとともに、警察との連携の重要性を改めて認識した。

命令書と報告徴収書の履行期限は、下表のとおりとし、命令違反(犯罪成立)の基準時は、平成28年11月30日、平成28年12月28日、平成29年1月31日とした。

また、交付後、直ちに建物の利用者が使用する可能性のある、すべての出入口に措置命令を発した旨の標識を設置した。

命令事項	履行期限
防火管理者選任	約1カ月(11月30日)
防火管理業務適正執行	約2カ月(12月28日)
消防用設備等の維持	約2カ月(12月28日)
消防用設備等の設置	約3カ月(1月31日)

報告徴収事項	履行期限
点検報告時期等の報告	約1カ月(11月30日)

特に飲食業は、標識の設置が大きく営業に影響することから、標識を看板で隠したり、撤去したりするケースもある。このため、本事例では標識の設置時においても警察に立会いを依頼し、占有者に標識の撤去等を行わないよう嚴重注意を行っていただいたことにより、3カ月の間、標識設置に関するトラブルはなかった。

○命令違反(犯罪)成立における検討課題① 罪数について

命令違反が成立した際、事件として警察から検察へ送致されることがあるため、主務官庁である消防に警察から法令解釈等の意見を求められる(「有権解釈」という。)ことがある。

しかし、消防法違反における刑法学上の取扱いについて争われた判例が、当消防署が調査した限りにおいて認められなかったことから、立法趣旨を考慮した「個別の行政判断が要求されることがある」ため、ここでは当消防署の考え方について触れさせていただく。

本事案における罪数について所轄警察署から意見を求められたため、次のような内容で回答した。

まず、「犯罪」とは構成要件を充足する違法・有責な行為であり、「罪数」は構成要件に触れる行為の数を基準に判断することとなる。

したがって、本事例において「未設置」という構成要件に触れる行為の中には、「自動火災報知設備の未設置」と「避難器具の未設置」があり、これは個々の設備の設置義務となる要件が異なることと、命令違反(犯罪)成立時期が設備によって異なることもあることから、設備ごとに「単統一罪」(構成要件を1回充足する事実が発生したとき一罪が成立)を構成するものと考えられる。

また、防火管理業務の適正執行命令違反のように、そもそも防火管理業務が条文上、広く例示列举されており、その業務不適に触れる行為が複数にわたることが想定されていると思われるものについては、「包括一罪」(複数の罪があるように見えるが全体として一罪として扱うこと。)として数個の行為(消防計画未作成、消防

訓練未実施等)について一罪であると回答した。

現在のところ、この解釈において当消防署管轄の警察・検察からの異論は受けていない。

○命令違反(犯罪)成立における検討課題② 防火管理関連違反の基本的な諸問題について よく疑義が生じる問題として「防火管理者が不在の場合、存在しない防火管理者に防火管理業務を強いることになり、違法な命令となるのでは?」ということが考えられる。

防火管理関連の違反に関する是正命令の受命者は「管理について権原を有するもの」(以下「防火に関する管理権原者」という。)であり、防火に関する管理権原者は、防火管理者に対して業務を遂行させる義務を負っているものであって、存在しない防火管理者そのものが受命者となるものではないため、履行不能な命令をしていることにはならない。

したがって、防火管理業務の適正執行命令の場合、防火管理者の選任にかかる履行期限以後から、本命令の履行期限を算定する等の配慮は必要となるものの、違法性を問われることはないと判断している。

○命令違反(犯罪)成立における検討課題③ 防火管理関連違反の「名宛人」について

消防法第8条の「管理について権原を有する者」とは

「権原」とは、ある法律行為・事実行為を正当ならしめる法律上の原因を言い、「管理権原者」とは、「防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行ふべき者」とされている。具体的には、所有者、占有者等が挙げられるが、ここで注意すべきは、「防火に関する管理」そのものは権利ではなく「所有権や占有権等に伴う義務」であるということである。

また、建物を一括して賃貸する等、管理者が管理権原者になり得ることも考えられるが、レアケースであるため、防火に関する管理権原者が所有者、占有者の場合について、当消防署の考え方を以下のとおり示す。

【共用部における防火に関する管理権原】

テナントというのは賃貸借契約や定期借家契約（以下「賃貸借契約等」という。）によって占有するのであって、本契約は占有する部分において有効である。

共用の通路や階段がある建物の場合、通常テナントの賃貸借契約部分に共用通路や階段が含まれることはない。

したがって、共用部の防火に関する管理権原については、旧共同防火管理協議事項や賃貸借契約書等（契約時に口頭で防火管理を任せられた等も含む。※この場合は質問調書等で担保する。）で所有者の防火管理義務が排除されている等、占有者が防火管理業務を適性に執行し、火災危険に対する結果回避措置を講ずる裁量権が与えられていることが客観的に認められない限り、所有者にあるものとなり、「所有者が名宛人」となる。

【占有部分における防火に関する管理権原】

ここでいう占有とは、民法上のいわゆる物権法における用益物権（処分権を除く使用権・収益権・支配権等）に近いものであるが、用益物権は所有者、占有者いずれにも帰属するものである。

当然ながら、この部分における防火に関する管理権原も同様に所有者、占有者において支配できるものと解することができる（火気器具、火気設備等の使用、制限又は禁止等の支配ができる）。

したがって、占有部分の防火に関する管理権原は、所有者、占有者いずれも「名宛人」としての適格性を有することと考える。

ただし、受命者は「法律上正当に命令の内容を履行し得る者」であること、また、消防法の目的達成趣旨から、名宛人に選択的余地がある以上、名宛人選定においても警察比例の原則を適用する必要がある。

占有部分においても、旧共同防火管理協議事項や賃貸借契約書等（契約時に口頭で防火管理を任せられた等も含む。※この場合は質問調書等で担保する。）で所有者の防火管理義務が排

除されている等、占有者が防火管理業務を適正に執行し、火災危険に対する結果回避措置を講ずる裁量権が客観的に認められない限り、所有者を第一の名宛人として考える。

【共用部のない防火対象物の指導方法】

上記の内容から、占有者に権原付与されていない場合は所有者が第一の名宛人となるが、ドラッグストア等でよく見られるように所有者が管理すべき共用部がなく、防火対象物のすべてを占有している形態の場合は、占有者も「法律上正当に命令の内容を履行し得る者」として第一の名宛人と考えることもできる。

この場合における当消防署の運用は、行政指導の段階（警告まで）においては「所有者」、「占有者」とともに名宛人として指導し、不利益処分時点で警察比例の原則を考慮し、名宛人を「所有者」又は「占有者」に絞ることとしている。

【防火に関する管理権原の「複数」又は「統括」の取扱いについて】

占有者に防火に関する管理権原の付与が確認できなければ、共用部・占有部に限らず「所有者は第一の名宛人」とであると考える。

したがって、旧共同防火管理協議事項や賃貸借契約書等（契約時に口頭で防火管理を任せられた等も含む。※この場合は質問調書等で担保する。）により防火に関する管理権原が占有者にあるという客観性が確認できない場合、当消防署の行政指導の進め方としては、「所有者の単一管理権原」として指導をスタートし、「単一管理権原確認書」を提出するかテナントと話し合い「複数管理権原」又は「統括防火管理」とするかを選択の余地がある旨を所有者に説明している。

その後、所有者、占有者の話し合いにより防火に関する管理権原が「複数」と認知できた時点で、占有者にも防火管理者の選任や協議して統括防火管理者の選任を指導することとしている。

また、建物所有者がビルそのものを使用することがなく、防火に関する管理権原が各テナントに付与されているとしても、判例上建物所有者は、防火管理についての管理責任を逃れるものではないことを認識させるためにも、原則とし

て「所有者の単一防火管理権原」として指導をスタートするという姿勢は、必要であると判断している。

【代表的な判例からの考察】

注目すべき判例の中に、平成13年に発生した新宿歌舞伎町ビル火災事件（東京地方裁判所平成20年7月2日判決）がある。

本判決は、ビルをテナントに貸し付けている会社の実質的な経営者（管理者）と代表取締役（所有法人の執行機関）の管理責任を肯定している。

他方において、結果回避措置を講ずるだけの裁量権が与えられていなかった、テナントの経営サイドの管理責任を否定する判断を下している。

また、判決文において、テナントが二重天井により自動火災報知設備の感知器を感知不能にしていたことについて、「所有法人自ら又は店舗関係者を指導するなどして各店舗の感知器が火災発生を確実に感知するよう維持管理する等、防火管理体制に関する所要の点検を行う注意義務がある」と明確に触れているところからも、占有部分における防火に関する管理権原が占有者だけでなく、当然に所有者にも及ぶことを裏付けることができる。

どのような管理形態を取っていても、所有者（所有法人の代表取締役等執行機関を含む。）は防火管理についての最終的な管理責任を負うものと言えるのではないだろうか。

【特異な団体における名宛人について】

特異な事例として、共同住宅の管理組合等の「権利能力なき社团（法人格のない団体）」がある。

最高裁判例（昭和39年10月15日付け）に示されるように、①団体としての組織を備えていること、②多数決の原則が行われていること、③構成員変更にかかわらず団体が存続すること、④代表の方法、総会の運営、財産管理、その他団体として主要な点が確立されていることが具備されている場合、民事訴訟の当事者となれることから「管理権原者（防火に関する管理権原者を含む。）」としての適格性を有していると考えられている。

また、行政法上の解釈においても、行政不服

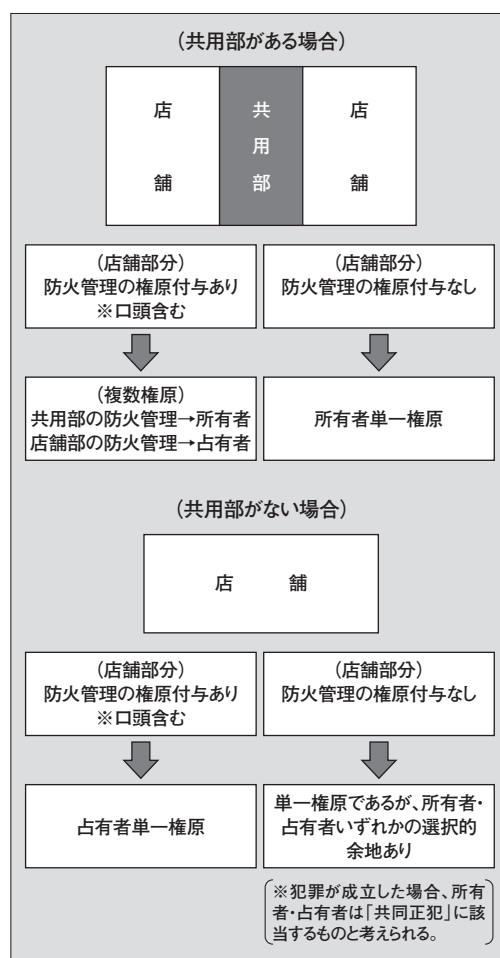


図4

審査法第10条から「権利能力なき社团」が指示、警告等の行政指導の対象となり得ると考えることができる。

しかし、この考え方で命令を行った場合は、両罰規定の適用で問題が起こる。

両罰規定は、「刑事責任」を問うためのものであるため、当然に罪刑法定主義が基本原則となる。したがって、民事上や行政上の概念をそのまま採用することはできない（類推解釈の禁止）。

個人情報保護法に見られるように、両罰規定に「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項について同じ。）」などとして、権利能力なき社团が対象となる旨が明記されていれば、両罰規定が適用

できるため権利能力なき社団を名宛人として命令することが可能と思われる。しかし、消防法第45条の法人にはこのような明記がないことから、消防法上の両罰規定においては適用することとはできないと考えられる。

この場合における当消防署の運用は、上記①から④が具備されていれば、「管理権原者(防火に関する管理権原者を含む。)」として適格性があると判断し、警告までは「権利能力なき社団」を名宛人として行政指導を行う。

命令に移行する場合も、組織として実体がある以上、「管理権原者(防火に関する管理権原者を含む。)」の実体は権利能力なき社団の単一権原であるとの認識は変えないまま、刑法上の問題をクリアするために「全世帯主を名宛人」として世帯数分の命令書を交付することとしている。

【本事例における防火管理の管理権原について】

当該防火対象物は2階建てのため、統括防火管理に該当しなかったが、防火に関する管理権原が「単一」なのか「複数」なのかを判断する必要があった。

本事例の条件を整理すると、下記①から⑤の理由により、防火に関する管理権原は「所有者の単一権原」とであると判定し、複数権原の選択的余地も説明しながら行政指導・不利益処分を行った。

- ① Aは建物を使用していない。
- ② 建物には共用の階段室と通路がある。
- ③ 占有者の賃貸借契約に共用部は含まれていない。
- ④ 占有者は口頭又は書面で所有者から防火管理を依頼されたことも権原付与について言及されたこともない。
- ⑤ 賃貸借契約書の条文中、事前通告すれば所有者は占有部分に立ち入ることができる旨が明文化されており、占有者は正当な理由なく拒否することができないと考えられる。

(13) 命令後の改善状況

Aと消防用設備等の施工業者までの間に複数の業者が絡んでいたため、対応が遅く履行期限を一部経過したものの、平成29年2月上旬には、

ハード面の命令事項(消火器、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯の改修又は設置)はすべて是正することができた(消防用設備等の改善と同時に消防用設備等点検結果報告書も受理した)。

しかし、防火管理については、占有者に任せたいという所有者の思惑に反して、占有者は所有者が防火管理を行うべきとの認識を示していたことなどから、防火管理関連違反については、履行期限を経過しても一向に改善が進まない状況であった。

告発移行に関する所轄警察署への事前相談

ハード面の改善により、ソフト面の告発を視野に所轄警察署へ事前相談を行った(使用停止命令への移行が困難であると判断)。

告発については、事件を受理するとの回答を得た上で、事前手続きである「催告書」の交付に再度警察が立会い、Aに対して最終警告を行う旨の協力について申し出があった。

(14) 催告書の交付(平成29年2月7日)

催告書を交付するため、消防職員3人と所轄警察署捜査員2人でA宅を訪問したところ、Aは在宅している様子が窺えたものの、消防職員のノックや呼びかけに対して応答がなかった。

そこでAの携帯電話に電話したところ、「今、入院中で自宅にはいない」などと言っていたが、その声がA宅の屋外から聞き取れたため、捜査員が警察である旨を告知してAを呼び出したところ、玄関を開けて出てきたので警察立会いで催告書を交付した。

Aは今後、占有者に誠意を持って防火管理を依頼し、複数の管理権原で防火管理体制を行うことを約束した。その際、所有者としての防火管理に関する最終の管理責任を逃れるものではないことを改めて説諭し、各占有者に防火に関する管理権原が付与されている旨を明文化した書面の提出を要請したところAが了承した。

Aと占有者の動きに注視しつつ、改善が認められなかった場合に備えて、告発書の作成手続き等を所轄警察署の助言を受けながら進めることとした。

(15)防火に関する管理権原付与についての立会 い(平成29年3月14日)

Aが占有者に防火管理の説明・依頼を行う旨の一報を受け、消防職員5人と所轄警察署捜査員1人で現場に立会い、正当な権原付与が行われたかどうか確認を行った。

この場においても警察の協力により、Aは終始穏やかに対応し、各占有者に頭を下げて防火管理を個別に行うよう要請し、最終責任は自身にあることの認識を示した。

その際、正当に権原が付与されたことが明文化された書面に各占有者から署名・押印をもらい、当消防署にその書面が提出された。

また、当該防火対象物のテナント区画は7区画であったが、内5区画を同一法人が経営していたため、同法人が共用部の防火管理も併せて行うことに納得し、所有者自らが防火管理を行うことなく、占有者による防火に関する管理権原は3区分となった。

(16)命令事項の改善(平成29年3月30日)

平成29年3月14日以降、各占有者から防火管理者の選任届、消防計画の作成届、消防訓練実施の事前通知書が相次いで提出されたため、消防職員立会いで各占有者合同の消防訓練を実施し、今後の訓練方法についても説明した。

その後、2回目の訓練実施予定時期の確認を行い、すべての消防法違反の是正となった。

本訓練の実施に際しても、警察から立会いの申し出をいただいたが、業務を圧迫しては申し訳ないため断った。

おわりに

本事例において困難であったのは、違反者となかなか直接意思の疎通が図れなかったことである。

我々消防の任務は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護することであり、当然違反者もその対象となる国民である。

幾度となく繰り返される消防法違反に起因した、凄惨な火災事例の教訓を違反者に伝え、火災予防や被害軽減につなげることで、違反者を

北九州市八幡西消防署長 様	平成〇〇年〇月〇日
報告者 A	
防火に関する管理権原についての回答書	
1 当該対象物は、下記テナントに防火に関する管理権原を付与し、3つの管理権原に分けて防火管理者を定める。	
(1) テナント区画①	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 印
(2) テナント区画②	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 印
(3) テナント区画③	代表者 〇〇 印
2 消防計画の作成・訓練等の防火管理業務は、上記管理権原者がそれぞれの防火管理者として実施させることとするが、Aが防火管理の最終責任者として進捗管理を行う。	
3 上記テナントに変更が生じた場合は、その都度テナント責任者と協議し、テナントの占有範囲について防火に関する管理権原を付与し、防火管理体制の継続に努める。	

図5 権原付与に関する書面の例

刑事・民事の訴追から保護することも我々消防の責務ではないだろうか。

そして、この「伝える」には、そこに人の血が通っていなければならない。文字の力には限界がある。

違反者に「伝える」ための架け橋が必要となったときに、警察との連携協力の必要性を強く感じている。

平成25年の福岡市の診療所火災以降、警察の消防法違反に対する対応は確実に変わってきており、「消防法違反は予防すべき犯罪である」との認識に至っていると感じる。

長年の違反对象物を改善するための一歩を踏み出すタイミングは、確実に「今」である。

「安全で安心なまち」の実現という警察との共通目的を組織の垣根を越えて達成すべく、今後も連携して違反是正に取り組んでいきたい。

最後に、他の刑事事件を多数抱えているにもかかわらず、1日でも早く違反を是正しなければ人命にかかわるという思いで、手厚くご支援いただいた所轄警察署の関係者の方々に厚くお礼を申し上げるとともに、今回の取組み事例が、他都市査察担当者の一助となることを願い、本稿を締めくくることとする。